

令和元年政令第百三十五号

カジノ管理委員会事務局組織令
内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項並びに第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定す
(次長)

第一条 カジノ管理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置く。
2 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
(監察官)

第二条 事務局に、監察官一人（検察官をもつて充てられるものとする。）を置く。
2 監察官は、監察に関する事務をつかさどる。
(部の設置)

第三条 事務局に、監察官一人（検察官をもつて充てられるものとする。）を置く。
(総務企画部)

第四条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。
1 事務局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
2 監察官は、監察に関する事務をつかさどる。
(部の設置)

第五条 事務局に、監察官一人（検察官をもつて充てられるものとする。）を置く。
2 機密に関する事務。

第六条 事務局の官印及び委員会印の保管に関する事務。

第七条 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

第八条 カジノ管理委員会の保有する個人情報の保護に関する事務。

第九条 カジノ管理委員会の保有する個人情報の保護に関する事務。

第十条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第十一条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第十二条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第十六条 カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務（カジノ事業における犯罪による収益の移転防止に関するもの及び第二十一号に掲げるものを除く。）
第十七条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。

第十八条 カジノ管理委員会の情報システムの整備及び管理に関する事務。

第十九条 カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務。

第二十条 カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関する事務。

第二十一条 カジノ行為に対する依存の防止に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

第二十二条 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

第二十三条 カジノ事業の監督に関する事務。

第二十四条 カジノ施設供用事業の監督に関する事務。

第二十五条 カジノ関連機器等製造業等の監督に関する事務。

第二十六条 カジノ施設の適正な利用に関する事務。

第二十七条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第二十八条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第二十九条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第三十条 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

第一 事務局の所掌事務に関する総合調整に関する事務（企画課の所掌に属するものに限る。）
の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的政策の企画及び立案に関する事務（カジノ事業における犯罪による収益の移転防止に関するもの及び第二十一号に掲げるものを除く。）
の評価に関する事務。

第二 機密に関する事務。

第三 委員長の官印及び委員会印の保管に関する事務。

第四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

第五 公文書類の審査及び進達に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）
の評価に関する事務。

第六 カジノ管理委員会の保有する情報の公開に関する事務。

第七 カジノ管理委員会の保有する個人情報の保護に関する事務。

第八 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

第九 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。

第十 奒典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務。

十一 機構及び定員に関する事務。

十二 カジノ管理委員会所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。

十三 カジノ管理委員会に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。

十四 広報に関する事務。

十五 事務局の行政の考査に関する事務。

び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関するものに限る。）
の評価に関する事務。

六 カジノ管理委員会の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。

七 カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

八 カジノ管理委員会の所掌事務に係る国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関する事務。

九 カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務。

十 カジノ施設供用事業の監督に関する事務。

十一 カジノ関連機器等製造業等の監督に関する事務。

十二 カジノ行為に対する依存の防止に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十三 カジノ施設の適正な利用に関する事務。

十四 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

十五 カジノ管理委員会の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

十六 カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関するものに限る。）
の評価に関する事務。

の企画及び立案に関するものに限る。）
の評価に関する事務。

三 法令案の審査及び進達に関する事務。

四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二百三十四条第一項の費用（第十五条第五号において「審査費用」という。）の算定に関する事務。

五 監督調査部の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

(規制監督課の所掌事務)

第十三条 規制監督課は、次に掲げる事務(第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、総務企画部並びに調査課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 カジノ事業の監督に關すること。
- 二 カジノ施設供用事業の監督に關すること。
- 三 カジノ関連機器等製造業等の監督に關すること。
- 四 カジノ施設の適正な利用に關すること(総務企画部の所掌に属するものを除く。)。

(調査課の所掌事務)

第十四条 調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査(社会的信用に關するものに限る。)に關する事務をつかさどる。

(財務監督課の所掌事務)

第十五条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督事務のうち財務に關するものに關すること。
- 二 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の徵収に關すること。
- 三 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徵収に關すること。
- 四 法第二百三十三条第一項の手数料の徵収に關すること。
- 五 審査費用の徵収に關すること。

附
則

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日政令第七八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。